**第５期船橋市障害福祉計画及び**

**第１期船橋市障害児福祉計画**

**（平成３０年度～平成３２年度）**

（素案）

**平成２９年１２月**

**船　橋　市**

**－　目　次　－**

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅰ　計画の策定にあたって**　 | １ |
| １　計画策定の趣旨　 | １ |
| ２　計画の位置づけ　 | ３ |
| ３　計画に対する取り組み　 | ４ |
| ４　計画の期間　 | ７ |
| ５　計画の基本理念 | ８ |

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅱ　障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容** | １０ |
| １　障害福祉サービス | １０ |
| （１）訪問系サービス | １０ |
| （２）日中活動系サービス | １１ |
| （３）居住系サービス | １３ |
| ２ 相談支援 | １４ |
| ３　地域生活支援事業 | １５ |
| （１）理解促進研修・啓発事業　 | １５ |
| （２）自発的活動支援事業 | １５ |
| （３）相談支援事業　 | １５ |
| （４）成年後見制度利用支援事業 | １７ |
| （５）成年後見制度法人後見支援事業 | １７ |
| （６）意思疎通支援事業 | １７ |
| （７）日常生活用具給付事業 | １８ |
| （８）手話奉仕員養成研修事業 | １８ |
| （９）移動支援事業 | １９ |
| （１０）地域活動支援センター事業 | １９ |
| （１１）専門性の高い相談支援事業 | ２０ |
| （１２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | ２１ |
| （１３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | ２１ |
| （１４）その他事業 | ２１ |
| （１５）地域生活支援促進事業 | ２３ |
| ４　障害児通所支援及び障害児相談支援 | ２４ |

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅲ　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等による目標** | ２６ |
| １　福祉施設の入所者の地域生活への移行 | ２８ |
| ２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ３１ |
| ３　地域生活支援拠点等の整備 | ３２ |
| ４　福祉施設から一般就労への移行等 | ３３ |
| ５　障害児支援の提供体制の整備等 | ３７ |

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅳ　障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策** | ３９ |
| １　障害福祉サービス | ３９ |
| （１）訪問系サービス | ３９ |
| （２）日中活動系サービスⅠ | ４０ |
| （３）日中活動系サービスⅡ | ４１ |
| （４）日中活動系サービスⅢ | ４２ |
| （５）居住系サービス | ４２ |
| ２　相談支援 | ４５ |

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅴ　地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策**  | ４６ |
| １　第４期計画の見込み量及び実績 | ４６ |
| （１）理解促進研修・啓発事業　 | ４６ |
| （２）自発的活動支援事業 | ４６ |
| （３）相談支援事業 | ４７ |
| （４）成年後見制度利用支援事業 | ４７ |
| （５）成年後見制度法人後見支援事業 | ４７ |
| （６）意思疎通支援事業 | ４８ |
| （７）日常生活用具給付事業 | ４８ |
| （８）手話奉仕員養成研修事業 | ４９ |
| （９）移動支援事業 | ４９ |
| （１０）地域活動支援センター事業 | ４９ |
| （１１）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | ５０ |
| （１２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | ５０ |
| （１３）専門性の高い相談支援事業 | ５０ |
| （１４）任意事業 | ５１ |
| ２　第５期計画の見込み量及び見込み量確保のための方策 | ５３ |
| （１）理解促進研修・啓発事業　 | ５３ |
| （２）自発的活動支援事業 | ５３ |
| （３）相談支援事業 | ５４ |
| （４）成年後見制度利用支援事業 | ５５ |
| （５）成年後見制度法人後見支援事業 | ５５ |
| （６）意思疎通支援事業 | ５６ |
| （７）日常生活用具給付事業 | ５７ |
| （８）手話奉仕員養成研修事業 | ５８ |
| （９）移動支援事業 | ５８ |
| （１０）地域活動支援センター事業 | ６０ |
| （１１）専門性の高い相談支援事業 | ６１ |
| （１２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | ６２ |
| （１３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | ６２ |
| （１４）その他事業 | ６３ |
| （１５）地域生活支援促進事業 | ６６ |

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅵ　障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込み量及び見込み量確保のための方策** | ６７ |
| １　障害児通所支援 | ６７ |
| ２　障害児相談支援等 | ６９ |

|  |  |
| --- | --- |
| **Ⅶ　障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進** | ７０ |
| １　制度の周知　 | ７０ |
| ２　制度の円滑な実施　 | ７０ |
| ３　計画達成状況の点検及び評価 | ７０ |

**Ⅰ　計画の策定にあたって**

**１　計画策定の趣旨**

障害者総合支援法[[1]](#footnote-1)により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施のため、障害福祉計画の策定が義務づけられています。

この計画では、障害福祉サービス等を地域の実情を踏まえて提供できるよう、目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策を定めることとされ、本市においても第１期から第４期まで3か年ごとの障害福祉計画を策定し、計画的に施策を推進してまいりました。

また、平成２８年６月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律[[2]](#footnote-2)が公布され、市町村は児童福祉法に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保やそれらの事業の円滑な実施のため、障害児福祉計画を策定することが新たに義務づけられました。

この法律で、障害児福祉計画と障害福祉計画を一体のものとして作成することができるとされたことから、本市においては「第５期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画」としてこれら二つの計画を一体的な計画として策定いたします。

|  |
| --- |
| ＜障害者総合支援法抜粋＞（市町村障害福祉計画)第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項二　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項　（以下　略） |

|  |
| --- |
| ＜児童福祉法抜粋＞ [[3]](#footnote-3)（市町村障害児福祉計画)第三十三条の二十　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。２　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。一　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項二　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 |

**２　計画の位置づけ**

本市においては、障害者基本法に基づき平成２７年２月に「第３次船橋市障害者施策に関する計画」を策定し、「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指し、「生活支援」「保健・医療」「教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」「雇用・就業、経済的自立の支援」「生活環境」「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」の各分野について施策の推進を図ることとなっています。この計画の期間は、平成２７年度から平成３２年度までの６か年となっています。

一方、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく本計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や見込み量を定める計画で、「第３次船橋市障害者施策に関する計画」の下位計画に位置づけられます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **【障害者施策に関する計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の関係図】**障害者基本法障害者総合支援法　　 　児童福祉法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【船橋市障害者施策に関する計画】総合的な計画

|  |  |
| --- | --- |
| 【障害福祉計画】数値目標・見込み量確保のための方策等 | 【障害児福祉計画】数値目標・見込み量確保のための方策等 |

○ |

○ |

**３　計画に対する取り組み**

第４期障害福祉計画の策定以降、本市においては、障害のある人や障害のある子供が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、さまざまな施策を推進してきました。

●地域で自立した生活を送るための施策

・地域生活への移行に際し、重要な役割を担うグループホームに対しては、それらを創設する事業者に対する整備費の補助に加え、運営費に対する補助を行っています。

　平成２７年度は1件の施設に対して、施設の新築に係る整備費の補助を行いました。また、既存のグループホームへのスプリンクラー整備費や移転改修費に対する補助金により、平成２７年度に16件、平成２８年度に6件の施設に対してスプリンクラー整備費に対する補助を行い、市内の既存グループホームにおける利用定員の確保を図りました。

加えて、平成２８年度からは新規に開設されるグループホームに対してスプリンクラーを設置する場合の整備費に対する補助金を新たに設け、平成２８年度は2件の施設に対してスプリンクラーの補助を行いました。

・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における支援を行うための地域生活支援拠点等の整備について、船橋市自立支援協議会の部会等で整備の検討を行っています。

・判断能力が不十分な知的・精神障害者等を保護し、支援するための制度である「成年後見制度」の利用促進を図るため、ＮＰＯ法人ＰＡＣガーディアンズへ委託し、船橋市障害者成年後見支援センターを設置しており、成年後見制度に関する相談や困難ケースの障害者の法人後見業務を行っております。

相談件数は年々増加傾向にあり、相談体制を強化するために平成２８年度に相談員１名の増員を行いました。

また、運営会議を毎月１回実施し、関係機関で情報共有及び連携の強化を図りました。

●一般就労を促進するための施策

・障害者就労の促進のため、引き続き船橋市自立支援協議会の就労支援部会を中心に障害者就労の推進のための検討を行っております。

・障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、県が委託し社会福祉法人大久保学園が運営する「障害者就業・生活支援センター」に、本市として支援員を１名増員するための補助を行い、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う同センターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進に努めました。

・職場実習先開拓員が事業所を訪問し、企業の障害のある人への理解の促進や一般就労に向けた職場実習先の確保に積極的に取り組みました。

・平成２８年度に市内の就労移行支援事業所に対して実施したアンケートや意見交換会の結果を受け、市内の就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター及び行政を会員とする就労移行支援事業所連絡会が発足しました。

この連絡会では、障害者就労支援の現場の意見や職場実習先開拓員が開拓した実習先情報等の情報共有を行い、関係機関の連携強化を図りました。

・障害のある人を多数雇用し、働きやすい環境を作るための工夫や、職場実習の受け入れを積極的に行っている等の事業所を優良事業所として表彰、広く周知する「ふなばし♡あったかんぱにー」を実施しました。

●障害のある子供や発達が気になる子供に関する相談体制及び療育施設の充実

・平成27年10月、それまで分かれていたこども発達相談センターとことばの相談室を統合し、保健福祉センター内にこども発達相談センターとして開設し、心理発達相談員や言語聴覚士等の専門職が連携して子供の発達に関する相談・支援等ができるよう相談体制の充実に取り組みました。また、子供の発達に関する相談件数の増加を受け、平成２８年度に心理発達相談員等の専門職を増員し、相談体制のさらなる充実を図りました。

・こども発達相談センターで実施している心理発達相談員や言語聴覚士等による保育所等巡回相談については、平成２７年度から認定こども園、平成２８年度から認可外保育所まで対象施設を拡充し、子供を支援する保育所・保育士等の支援の充実を図りました。

・平成27年7月、市立さざんか学園の閉園に伴い、民設民営の児童発達支援センターを設置し、定員を30名から80名へ拡大し、療育を必要とする子供の支援に努めました。

・平成２８年度に、ひまわり親子教室の定員を24名から48名へ拡大し、発達が気になる子供の療育施設の充実を図りました。

・平成２８年度、障害のある子供等が通所する放課後等デイサービス事業所向けの講習会を開催し、ガイドラインの導入など質の向上を図りました。

 **４　計画の期間**

本計画は、平成３０年度から平成３２年度までの３年間とします。ただし、計画期間中において、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

「第３次船橋市障害者施策に関する計画」と「第５期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 第３次船橋市障害者施策に関する計画（６か年計画）（平成２７年度～３２年度） |
| 第４期船橋市障害福祉計画（平成２７年度～２９年度） | 第５期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画（平成３０年度～３２年度） |

 **５　計画の基本理念**

本計画の基本理念は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害のある人や障害のある子供の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、新たに国が示した基本指針との整合を図ったうえで、次に掲げる５点とします。

**（１）障害のある人や障害のある子供の自己決定と自己選択の尊重**

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人や障害のある子供が必要とする障害福祉サービス・障害児通所支援等その他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

**（２）障害種別にかかわらない一元的なサービスの実施**

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子供が必要とするサービスを利用できるよう、サービス体制の充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害に含まれるものとしてサービスの給付の対象となっているところであり、その旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

**（３）地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備**

障害のある人や障害のある子供の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人や障害のある子供の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、ＮＰＯ法人などによるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

**（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み**

　障害の有無にかかわらず地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障害のある人の理解促進の取り組みや、地域の実情に応じた、制度を超えた切れ目のないサービス確保を推進します。

**（５）障害のある子供の健やかな育成のための発達支援**

障害のある子供本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、身近な地域で障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援、相談支援のサービス体制の充実を図ります。

また、障害のある子供のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が協議会等を通じて連携を図るとともに、ライフサポートファイル等の細やかなツールを活用することで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害のある子供が保育所等訪問支援や巡回相談を活用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

**Ⅱ　障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容**

「障害福祉サービス」、「相談支援」、「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」は、国と地方公共団体が費用を負担し、障害の種別にかかわらず全国一律で実施されています。

本計画においては、障害福祉サービスを地域で暮らす障害のある人や障害のある子供の生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住系サービス」に分類しています。

「地域生活支援事業」は、障害のある人や障害のある子供が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者にあわせた柔軟な事業形態により事業を実施するとされており、本市においては市町村必須事業として理解促進研修・啓発事業等、都道府県必須事業で中核市が実施可能な事業として専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業等、その他事業として福祉ホーム事業等を実施しております。

各サービス及び事業の内容は、以下のとおりです。

**１　障害福祉サービス**

**（１）訪問系サービス**

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行います。

行動援護

知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する人が行動する際、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

**（２）日中活動系サービス**

生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

①自立訓練（機能訓練）は、障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

②自立訓練（生活訓練）は、障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

また、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害のある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談や助言等の必要な支援（宿泊型自立訓練）を行います。

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

①就労継続支援Ａ型は、通常の事業所に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

②就労継続支援Ｂ型は、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労定着支援

　就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

療養介護

医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。

**（３）居住系サービス**

自立生活援助

　障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納がないか、体調に変化がないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活等に関する相談や助言のほか、日常生活上の支援を行います。

**２　相談支援**

障害者総合支援法第５条に規定されている相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うもので、後述する地域生活支援事業の相談支援事業とは区別されます。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援があり、基本相談支援及び地域相談支援を行う事業を「一般相談支援事業」、基本相談支援及び計画相談支援を行う事業を「特定相談支援事業」といいます。

基本相談支援

　基本相談支援とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害のある子供の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせてこれらの方と市町村及び法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいいます。

地域相談支援

　地域相談支援とは、地域移行支援及び地域定着支援のことをいいます。

①地域移行支援とは、障害者施設や精神科病院等に入院している精神障害者等に対し、住居の確保等に関する相談を行います。

　②地域定着支援とは、居宅において単身で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談を行います。

計画相談支援

　計画相談支援とは、障害福祉サービス利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、障害福祉サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）をし、必要に応じて見直しを行います。

**３　地域生活支援事業**

平成３０年度から平成３２年度の見込み量を設定した事業の内容となります。

**（１）理解促進研修・啓発事業**

障害のある人などが日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人などの理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

**（２）自発的活動支援事業**

障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人など、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

**（３）相談支援事業**

障害者相談支援事業　基幹相談支援センター

障害者相談支援事業は、市町村が、障害のある人などの福祉に関する各般の問題に対し、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人などの権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う事業です。

本市では市内社会福祉法人、ＮＰＯ法人、障害のある人及びその家族などから組織されている船橋福祉相談協議会に委託して、総合相談窓口「ふらっと船橋」において、障害の種別を問わず、障害のある人やその家族を対象とした相談業務を行っています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターと連携し、市内の相談支援体制の充実を図っています。

船橋市自立支援協議会

船橋市自立支援協議会は、関係機関、関係団体、障害のある人及びその家族並びに障害者等の福祉・医療・教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 【船橋市自立支援協議会】 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 全体会（年３回程度） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 障害者虐待防止対応連絡会議 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 障害者差別解消支援地域協議会 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 就労支援部会 | 障害児部会 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 地域移行・福祉サービス部会 | 権利擁護部会 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等機能強化事業は、障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士など専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

住宅入居等支援事業

住宅入居等支援事業は、民間賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し支援を行う事業です。

本市では、家賃債務保証支援事業により、障害のある人等が、家賃債務保証業者登録制度に登録している保証会社と家賃債務保証契約を締結した場合に、初回保証料の一部を助成することで障害のある人等の入居を支援しています。

**（４）成年後見制度利用支援事業**

　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

**（５）成年後見制度法人後見支援事業**

　成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を目的とした制度です。

**（６）意思疎通支援事業**

本市では、意思疎通支援事業として、「船橋市福祉サービス公社」に委託して、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業、要約筆記者設置事業を実施しています。

手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業です。

要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、文字により、意思を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。

要約筆記者設置事業は、要約筆記者が常駐し、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、市の窓口などで文字により、意思を伝達する事業です。

**（７）日常生活用具給付事業**

障害のある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

|  |  |
| --- | --- |
| 用具名 | 品目 |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、体位変換器、特殊マット、移動用リフト等 |
| 自立生活支援用具 | 火災警報器、入浴補助用具、頭部保護帽等 |
| 在宅療養等支援用具 | 盲人用体温計、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、透析液加温器、電気式たん吸引器等 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等 |
| 排泄管理支援用具 | ストマ装具、収尿器等 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 居宅生活動作補助用具 |

**（８）手話奉仕員養成研修事業**

　手話で日常会話程度を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などの自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

**（９）移動支援事業**

移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を受けた場合に、その費用の一部を支給することにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

本市では、移動支援事業は「移動介護」と「通学通所支援」の二つに分かれており、「移動介護」は社会上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援に利用でき、「通学通所支援」は通学通所の際に、保護者の疾病等の社会的理由により他の送迎手段や付き添いが得られない方に対し、自宅から送迎ポイント（バス停等）、対象学校や対象施設への送迎の支援に利用できます。

なお、移動支援事業の対象者のうち、視覚障害があり移動に著しい困難がある人へのサービスについては、障害福祉サービスの同行援護に位置づけられています。

福祉リフトカー事業

福祉リフトカー事業は、重度身体障害者及びねたきり高齢者の通院や会合等への参加の移動手段の一つとして福祉リフトカーの運行を行い、障害のある人の社会参加を容易にしています。

リフトバス事業

機能訓練や、教室の参加のために、身体障害者福祉センターを利用する障害者で車いす等の使用等により来館が困難な者に、リフトバスを運行させることにより福祉の増進を図り、障害者の社会参加を促進しています。

**（１０）地域活動支援センター事業**

地域活動支援センター事業は、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害のある人などの地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

事業内容により、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型に分けられます。

地域活動支援センターⅠ型

地域活動支援センターⅠ型は、創作的活動などの提供や社会との交流促進といった基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉と地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。また、あわせて相談支援事業を実施します。

本市においては、「ＮＰＯ法人船橋こころの福祉協会」が指定管理者として「船橋市地域活動支援センター」（通称 オアシス）を運営しています。

地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センターⅡ型は、障害のある人の自立の促進、生活の質の向上などを図ることができるように、障害のある人やその介護者の身体状況とその置かれている環境などに応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーションなどを適切かつ効果的に行う事業です。本市においては、実施事業所はありません。

地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターⅢ型は、障害のある人や障害のある子供に対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行う事業です。

**（１１）専門性の高い相談支援事業**

障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を目的とした事業です。

事業の内容は、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育機関等施設職員の療育技術指導です。本市では、委託により事業を実施しています。

**（１２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業**

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚や言語、音声の機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などの自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

**（１３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業**

　特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害のある人などが自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

**（１４）その他事業**

【日常生活支援】

福祉ホーム事業

福祉ホーム事業は、現に住居を求めている障害のある人につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活を支援することを目的とした事業です。

本市においては、社会福祉法人千葉県福祉援護会が指定管理者として「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉」を運営しています。

訪問入浴サービス事業

　訪問入浴サービス事業は、簡易浴槽とボイラー設備を搭載した特殊自動車で訪問し、居室において入浴サービスの提供を行けた場合に、その費用の一部を支給することにより、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

生活訓練等事業

　本市では、生活訓練等事業として、生活支援事業、中途失聴者・難聴者手話講習事業を実施しています。

生活支援事業は視覚障害のある人などに対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。

中途失聴者・難聴者手話講習事業は、身体障害者手帳を持たない中途失聴者・難聴者に対し、手話講習会を開催し、手話の取得を促し、社会参加を促進する事業です。

日中一時支援事業

　日中一時支援事業は、障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とした見守り等の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給する事業です。

 【社会参加支援】

点字・声の広報等発行事業

　文字による情報入手が困難な障害のある人などのために、点訳、音声訳その他障害のある人などにわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害のある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害のある人などに提供する事業です。

自動車運転免許取得・改造助成

　自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【就業・就労支援】

更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業とは、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

知的障害者職親委託事業

知的障害者職親委託事業とは、知的障害者の自立・更生に熱意のある事業経営者などの職親に、障害のある人を預け、食住をともにするなかで、生活指導・技能習得訓練を行い、障害のある人の自立を図る事業です。

【障害支援区分認定等事務】

　障害福祉サービスのうち、介護給付の利用には、障害支援区分の認定が必要となります。障害支援区分の認定については、障害者総合支援法に基づき設置された市町村審査会において、適切かつ効率的に障害者支援区分認定基準に照らした審査判定を行っております。

**（１５）地域生活支援促進事業**

障害者虐待防止対策支援事業

　障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援のための支援体制の強化や協力対応の整備、専門性の強化を図ることを目的としています。

本市においては障害者虐待の防止、養護者に対する支援などのため障害者虐待防止センターを設置しており、同センターが実施する研修などの普及啓発活動を継続することで、地域住民の意識喚起及び関係団体等との連携の強化を図り、障害者虐待に係る地域の支援体制の強化を図ります。

また、困難案件や長期継続案件等の個別ケースについて対応や支援方針の助言のため、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第８条の規定に基づき障害者虐待防止対応連絡会議を設置し、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援等を行っております。

**４　障害児通所支援及び障害児相談支援**

児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

なお、児童発達支援には、児童発達支援とあわせて治療を行う「医療型児童発達支援」があります。

また、児童発達支援を行う事業所は、施設の基準に応じて「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業所」に区別されます。「児童発達支援センター」は通所利用児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害のある子供やその家族の相談支援、障害のある子供を預かる施設への援助・助言を行います。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、支援が必要と認められた障害のある子供を通所させて、放課後や夏休み等に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図り、学校教育と相まって自立を促すとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

保育所等訪問支援

障害のある子供が通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校などへ児童指導員や保育士等が訪問し、集団生活適応のための訓練等を行い、訪問先施設のスタッフに対し、支援方法等の指導等を行います。

居宅訪問型児童発達支援

　平成３０年度に創設される居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスです。重症心身障害児などで、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子供の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児相談支援

児童福祉法第６条の２の２に規定されている障害児相談支援は、障害児通所支援利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、通所給付決定後の連絡調整及び「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

**Ⅲ　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等による目標**

今回の計画に掲げる目標で国の指針における目標

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | 目　　標　　値 |
| 1 |  | 福祉施設の入所者の地域生活への移行 |
|  | ① | 施設入所者の地域生活への移行 | 平成２８年度末に施設に入所している者が、平成３２年度末までに９％以上地域生活に移行 |
|  | ② | 施設入所者数の削減 | 平成２８年度末の施設入所者数を平成３２年度末までに２％以上削減 |
| ２ | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 平成３２年度末までに、各市町村又は各圏域に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する |
| ３ | 地域生活支援拠点等の整備 | 平成３２年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備する |
| ４ |  | 福祉施設から一般就労への移行等 | 　 |
|  | ① | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 平成３２年度に一般就労する者を平成２８年度の移行実績の1.5倍以上 |
|  | ② | 就労移行支援事業の利用者数 | 平成２８年度末における就労移行支援の利用者数を平成３２年度末までに２割以上増加 |
|  | ③ | 就労移行支援事業所ごとの就労移行率 | 平成３２年度末における就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上 |
|  | ④ | 就労定着支援による支援を開始した日から１年後の職場定着率 | 各年度８０％以上 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | 目　　標　　値 |
| ５ |  | 障害児支援の提供体制の整備等 |  |
|  | ① | 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 | ・平成３２年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置する・平成３２年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する |
| ② | 重症心身障害児に対する支援体制の充実 | 平成３２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保する |
|  | ③ | 医療的ケア児に対する支援体制の整備 | 　平成３０年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける |

**１　福祉施設の入所者の地域生活への移行**

　障害のある人の高齢化・重度化が進むなか、施設の入所者にもその傾向は見られ、専門的な支援を必要とする利用者は増えています。地域移行は推進しつつも移行者数は減少傾向で、地域移行等で施設に空きが生じても新たな利用者が利用するという状況となっております。

また、障害のある人の地域生活の場としてのグループホームの重要性は高まっており、今後も増え続けるグループホーム利用者の高齢化・重度化を見据えると、高い専門性を持つ入所施設の存在がグループホームを下支えする重要な役割を果たすと考えられます。

これらの状況を踏まえ「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標と取り組みを定めます。

**①　施設入所者の地域生活への移行**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度末施設入所者数（Ａ） | ２８０ | 人 | ― |
| 平成３２年度末施設入所者数（Ｂ） | ２７０ | 人 | 平成２８年度末の施設入所者[[4]](#footnote-4)のうち継続して平成３２年度末までに施設に入所している者の数 |
| 目標値 | 地域生活移行者数（Ｃ） | 　１０（　４ | 人％） | 施設から地域生活に移行する人数（（Ａ－Ｂ）／Ａ） |

本市においては、施設から地域生活への移行者は減少しておりますが、平成２５年度末時点の施設入所者が平成２８年末までに８人地域に移行したことを踏まえ、平成２８年度末の施設入所者が、平成３２年度末までに地域生活に移行する人数を１０人（４％）と見込みます。[[5]](#footnote-5)

**②　施設入所者数の削減**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度末施設入所者数（Ａ） | ２８０ | 人 | ― |
| 平成３２年度末施設入所者数（Ｂ） | ２８０ | 人 | 平成３２年度末に施設に入所している者の数 |
| 目標値 | 削減見込み（C） | ０（０ | 人％） | 入所者の削減数（（Ａ－Ｂ）／Ａ） |

本市においては障害のある人の増加、高齢化・重度化が進むなか、専門的な支援を必要とする障害のある人は増え続けると見込んでいることから、施設入所支援利用者の削減は困難であると考えております。また、入所施設の役割が単に入所をする施設というだけでなく、地域での生活の場として今後も増え続けるグループホームをバックアップする役割を果たすと考えられることから、施設入所者の削減数については０人（０％）と見込みます。[[6]](#footnote-6)

**福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた主な取り組み**

・グループホームの整備とあわせて地域における障害のある人への理解促進を図ることにより、地域における共生社会の実現を目指します。

・ 障害のある人の地域における生活の場としてグループホームが重要な役割を担っています。グループホームについては新規の整備や安定的な運営の補助などのほか、防災対策のためのスプリンクラー設置補助などを行っております。

引き続き続きこれらの補助を行っていくとともに、グループホームの事業者の集まりでもある「船橋市障害者福祉施設連絡協議会」や「船橋障がい者地域福祉連絡会」と連携を図りながらグループホームの推進を図ってまいります。

・ 障害のある人の地域生活のためには、市民の障害に対する理解が不可欠です。障害者週間の時期にあわせ開催する障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努めます。

・障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における支援体制のより一層の構築が求められております。地域における支援を行うための地域生活支援拠点等の整備について船橋市自立支援協議会の部会等で検討を行い、地域における支援体制の構築を図ります。

・ 短期入所は、自宅で介護を行っている人が病気等の理由で介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらうことにより必要な介護を行うサービスで、このサービスは介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。事業者等に働きかけを行うなど、受け入れ先の確保に向けて取り組みます。

上記の取り組みのほか、第３次船橋市障害者施策に関する計画に記載されている地域移行のための施策の推進について取り組んでまいります。

**２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

　国の指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成３２年度末までに圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標の基本としています。

　精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、本市においても平成３２年度末までに、保健、医療、福祉関係者が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を行う場を設置することを目標とします。

**３　地域生活支援拠点等の整備**

地域生活支援拠点等の整備については、第４期障害福祉計画の国の指針で、平成２９年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目標の基本とするとしていましたが、本市の計画においてはその詳細が不明であったことから、詳細が示され次第その検討を行うとしていました。

全国的に地域生活支援拠点等の整備が進んでいないことから、今回の国の指針においても、平成３２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする目標が示されております。

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における支援を行うための地域生活支援拠点事業を平成３２年度末までに実施することを目標とします。

**４　福祉施設から一般就労への移行等**

**①　福祉施設から一般就労への移行者数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度の年間一般就労者数（Ａ） | ９２ | 人 | 平成２８年度において福祉施設[[7]](#footnote-7)から一般就労した者の数 |
| 平成３２年度の年間一般就労者数（Ｂ） | １０８（１１７ | 人%) | 平成３２年度において福祉施設から一般就労した者の数（Ｂ／Ａ） |

本市においては、市内施設や「障害者就業・生活支援センター」による障害のある人の就労に向けた取り組みなどにより、福祉施設から一般就労した人の数は、平成２７年度に９２人、平成２８年度は９２人となっております。

今回の計画における平成３２年度の年間一般就労者数については、過去の一般就労者数を考慮し、平成２８年度一般就労者数の１１７％である１０８人と見込みます。[[8]](#footnote-8)

**②　就労移行支援事業の利用者数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度末の就労移行支援事業の利用者数（Ｃ） | １７９　人 | ― |
| 平成３２年度末の就労移行支援事業の利用者数（D） | ２１２　人（１１８　％） | （D／C） |

今回の計画における平成３２年度末の就労移行支援事業利用見込者数は、過去の就労移行支援事業の利用者数を考慮し、２１２人（１１８％）と見込みます。[[9]](#footnote-9)

**③　就労移行支援事業所ごとの就労移行率**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成３２年度末における就労移行率が３割以上の割合 | 50 | ％ | 平成３２年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の割合 |

本市における就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所は、平成２７年度に５５％、平成２８年度に７８％となっております。

この目標が平成２７年度からの新規の目標であること、また、平成２７年度・２８年度の実績に差があることから、国の指針と同様の、平成３２年度末における就労移行支援事業所で、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目標とします。

**④　就労定着支援による支援を開始した時点から１年後の職場定着率**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 年度 | 数値 | 考え方 |
| 各年度における就労定着による支援開始から１年後の職場定着率 | 平成３０年度 | ― | ― |
| 平成３１年度 | ８０％ |
| 平成３２年度 | ８０％ |

国の指針では、各年度における就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率を８０％以上とすることを目標としており、本市においても、国と同様の、各年度における就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率を８０％以上とすることを目標とします。

　なお、就労定着支援は平成３０年度から制度が開始されるため、この目標設定は平成３１年度からとなります。

**福祉施設から一般就労への移行に向けた取り組み**

・障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、社会福祉法人大久保学園が運営する「障害者就業・生活支援センター」が県の委託により設置されています。

本市として、このセンターに対し支援員を１名増員するための補助を行うことにより、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携、連絡調整を行い、就業及びこれに伴う日常生活の支援を一体的に行う同センターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進に努めてまいります。

・船橋公共職業安定所と、障害者雇用促進合同面接会を共催することで、就労を希望する障害のある人と企業をつなげる機会を提供し、一般就労への移行を促進します。

・一般就労に向けた職場実習の機会を確保し、就労への円滑化と雇用機会の拡大を促進するため、職場実習先の開拓に積極的に取り組むとともに、職場実習を受け入れた事業主に対して引き続き職場実習奨励金を交付します。

・障害のある人の雇用を容易にし、一般就労の促進を図るため、市内の障害のある人を雇用した市内事業主に対して引き続き雇用促進奨励金を交付します。

・障害のある人を多数雇用し、働きやすい環境を作るための工夫や、職場実習の受け入れを積極的に行っている等の事業所を優良事業所として表彰し、広く周知する「ふなばし♡あったかんぱにー」を実施することにより、これから雇用を考える事業所へのアプローチを図ります。

・平成２８年度に市内の就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター及び行政を会員とする就労移行支援事業所連絡会が発足しました。

この連絡会では、障害者就労支援の現場の意見や職場実習先開拓員が開拓した実習先情報等の情報共有を行い、市の施策に有効的に活用することを目的としております。

障害者就労を有効に促進するためには、専門的知識や機能を有するこれらの機関との連携強化が重要であると考えますので、今後もより一層の連携を行っていけるよう、努めてまいります。

上記の取り組みのほか、第３次船橋市障害者施策に関する計画に記載されている一般就労のための施策の推進について取り組んでまいります。

**５　障害児支援の提供体制の整備等**

**①　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**

**・児童発達支援センターの設置**

国の指針では平成３２年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本としています。

船橋市には児童発達支援センターがすでに２か所設置されておりますが、障害の重度化・重複化や多様化に対応し、児童発達支援センターを中核とした障害種別や年齢別等のニーズに対応できる重層的な地域支援体制の構築を目指すため、既存の児童発達支援センターの機能強化、またさらなる設置に向けた検討を行ってまいります。

**・保育所等訪問支援の実施体制の構築とその活用**

　国の指針では平成３２年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

船橋市では２事業所が保育所等訪問支援の指定を受けています。事業所の機能強化を促すとともに、関係機関との協議を深め、障害児通所支援事業所等が保育所、学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築し、障害のある子供の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

**②　重症心身障害児に対する支援体制の充実**

国の指針では平成３２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とするとしています。

船橋市では主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が１か所、放課後等デイサービス事業所が２か所確保されています。

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

**③　医療的ケア児に対する支援体制の整備**

国の指針では平成３０年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本としています。

船橋市では障害のある子供の心身の状況に応じた各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の整備を目指します。

**Ⅳ　障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策**

　平成３０年度から平成３２年度が今回の計画の見込み量となります。

前回は指標について「支給決定」と「利用」の二つの指標を用いていましたが、今回は指標を「利用」のみとしています。

**１　障害福祉サービス**

**（１）訪問系サービス**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 |  | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 居宅介護 | 時間／月 | 見込 | 9,340  | 10,180  | 11,100  | 10,072  | 10,498  | 10,925  |
| 実績 | 9,517  | 9,218  | － | － | － | － |
| 人数／月 | 見込 | 467  | 509  | 555  | 566  | 590  | 614  |
| 実績 | 475  | 518  | － | － | － | － |
| 重度訪問介護 | 時間／月 | 見込 | 6,900  | 7,050  | 7,200 | 9,053  | 9,437  | 9,820  |
| 実績 | 7,728  | 8,286  | － | － | － | － |
| 人数／月 | 見込 | 46  | 47  | 48 | 58  | 60  | 63  |
| 実績 | 49  | 53  | － | － | － | － |
| 同行援護 | 時間／月 | 見込 | 2,484  | 2,553  | 2,622 | 2,692  | 2,806  | 2,920  |
| 実績 | 2,268  | 2,464  | － | － | － | － |
| 人数／月 | 見込 | 108  | 111  | 114 | 125  | 130  | 135  |
| 実績 | 101  | 113  | － | － | － | － |
| 行動援護 | 時間／月 | 見込 | 1,247  | 1,247  | 1,247 | 955  | 995  | 1,036  |
| 実績 | 1,058  | 874  | － | － | － | － |
| 人数／月 | 見込 | 43  | 43  | 43 | 52  | 55  | 57  |
| 実績 | 50  | 48  | － | － | － | － |
| 重度障害者等包括支援 | 時間／月 | 見込 | 0  | 0  | 0 | 0  | 0  | 0  |
| 実績 | 0  | 0  | － | － | － | － |
| 人数／月 | 見込 | 0  | 0  | 0 | 0  | 0  | 0  |
| 実績 | 0  | 0  | － | － | － | － |

（※事業内容は１０～１１ページ参照）

**（２）日中活動系サービスⅠ**

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）のサービス見込み量を日中活動系サービスⅠとしてまとめています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 生活介護 | 日数／月 | 見込 | 15,162  | 15,618  | 16,093  | 18,703  | 19,496  | 20,288  |
| 実績 | 15,831  | 17,118  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 798  | 822  | 847  | 947  | 987  | 1,028  |
| 実績 | 807  | 867  | ― | ― | ― | ― |
| 自立訓練（機能訓練） | 日数／月 | 見込 | 154  | 154  | 154  | 146  | 153  | 159  |
| 実績 | 155  | 134  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 11  | 11  | 11  | 13  | 14  | 14  |
| 実績 | 15  | 12  | ― | ― | ― | ― |
| 自立訓練（生活訓練） | 日数／月 | 見込 | 1,862  | 2,147  | 2,470  | 1,102  | 1,149  | 1,196  |
| 実績 | 1,762  | 1,009  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 98  | 113  | 130  | 64  | 67  | 70  |
| 実績 | 99  | 59  | ― | ― | ― | ― |

（※事業内容は１１～１２ページ参照）

**（３）日中活動系サービスⅡ**

就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援のサービス見込み量を日中活動系サービスⅡとしてまとめています。

就労定着支援は平成３０年度から開始される新規のサービスとなります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 就労移行支援 | 日数／月 | 見込 | 3,712  | 4,272  | 4,912  | 3,160  | 3,294  | 3,428  |
| 実績 | 2,983  | 2,892  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 232  | 267  | 307  | 196  | 204  | 212  |
| 実績 | 179  | 179  | ― | ― | ― | ― |
| 就労継続支援Ａ型 | 日数／月 | 見込 | 972  | 1,188  | 1,458  | 3,018  | 3,146  | 3,273  |
| 実績 | 2,076  | 2,762  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 54  | 66  | 81  | 145  | 151  | 158  |
| 実績 | 111  | 133  | ― | ― | ― | ― |
| 就労継続支援Ｂ型 | 日数／月 | 見込 | 5,984  | 6,224  | 6,480  | 9,601  | 10,007  | 10,414  |
| 実績 | 6,973  | 8,787  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 374  | 389  | 405  | 519  | 541  | 563  |
| 実績 | 383  | 475  | ― | ― | ― | ― |
| 就労定着支援 | 人数／月 | 見込 |  |  |  | 75  | 154  | 236  |
| 実績 |  |  |  | ― | ― | ― |

（※事業内容は１２ページ参照）

**（４）日中活動系サービスⅢ**

療養介護、短期入所のサービス見込み量を日中活動系サービスⅢとしてまとめています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 療養介護 | 日数／月 | 見込 | 930  | 930  | 930  | 1,015  | 1,058  | 1,101  |
| 実績 | 961  | 929  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 30  | 30  | 30  | 33  | 34  | 36  |
| 実績 | 31  | 30  | ― | ― | ― | ― |
| 短期入所 | 日数／月 | 見込 | 1,200  | 1,248  | 1,296  | 1,381  | 1,440  | 1,498  |
| 実績 | 1,131  | 1,264  | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込 | 100  | 104  | 108  | 140  | 146  | 152  |
| 実績 | 104  | 128  | ― | ― | ― | ― |

（※事業内容は１３ページ参照）

**（５）居住系サービス**

自立生活援助は平成３０年度から開始される新規のサービスとなります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 自立生活援助 | 人数／月 | 見込 |  |  |  | 4  | 1  | 1  |
| 実績 |  |  |  | ― | ― | ― |
| 共同生活援助 | 人数／月 | 見込 | 244  | 259  | 275  | 346  | 373  | 399  |
| 実績 | 251  | 293  | ― | ― | ― | ― |
| 施設入所支援 | 人数／月 | 見込 | 291  | 291  | 291  | 280  | 280  | 280  |
| 実績 | 283  | 280  | ― | ― | ― | ― |

（※事業内容は１３ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・訪問系サービスについては、事業者に対して、市の実情や国の動向に関する説明会を行い、サービス提供体制の整備を図ってまいります。

・日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生の進路先として需要が見込まれていることから、受け入れ先となる生活介護事業所等の施設の新築に係る整備費について補助を行っており、平成２７年度は1件、平成２８年度は1件の施設に対して補助金を交付しました。今後も卒業生の状況に応じて、受け入れ先の確保を図るため、整備費に対して補助を行ってまいります。

・短期入所については、需要増に対応するため、市内の社会福祉法人等で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して、受け入れ先の確保に向けた働きかけを行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費に対して補助を行ってまいります。

・グループホームについては、これまで実施してきたグループホームを運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの創設や安定的な運営のための支援に取り組みます。また、グループホームの創設については、地域住民の障害に対する理解が不可欠であることから、障害者週間記念事業等の啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努め、地域移行の推進を図ります。

**【見込み量確保のための方策等】**

・船橋市自立支援協議会の課題別専門部会などにおいて、本市において必要な障害福祉サービスについての協議を行い、その確保のための方策等について検討を行ってまいります。

・近年福祉分野において事業所等の人材確保は一つの大きな課題となっており、この課題は障害福祉分野においても同様に生じております。障害福祉サービス等の提供のためには必要な人材の確保が不可欠であり、事業所等と連携を図り人材確保の対策について取り組んでまいります。

・障害者就労施設等の受注の機会を確保するための調達方針を定め、就労継続支援事業所などからの物品等の調達の推進のほか、販売のためのスペースの確保等、障害のある人の自立及び就労の促進に資する取り組みについても総合的な支援をするよう、努めてまいります。

**２　相談支援**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス | 考え方 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 地域移行支援 | 人数／月 | 見込 | 4  | 4  | 4  | 4  | 5  | 5  |
| 実績 | 4  | 4  | ― | ― | ― | ― |
| 地域定着支援 | 人数／月 | 見込 | 1  | 1  | 1  | 3  | 3  | 4  |
| 実績 | 2  | 3  | ― | ― | ― | ― |
| 計画相談支援 | 人数／月 | 見込 | 1,273  | 1,334  | 1,396  | 755  | 840  | 925  |
| 実績 | 552  | 585  | ― | ― | ― | ― |

（※事業内容は１４ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・計画相談支援の利用の推進として、利用者に対しては、ホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子供とその家族に対した相談支援に係る啓発に努めてまいります。また、事業所の負担となっている困難案件や早急に計画相談支援が必要な緊急案件等について、市からの要請に応じ、基幹相談支援センターが対応することで、個々の事業所の事務負担軽減及び早急なサービス等利用計画の作成を図り、計画相談支援体制の充実を目指します。

・サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」と連携を図りながら、指定特定相談支援事業所の整備に取り組みます。

**Ⅴ 地域生活支援事業の見込み量及び**

**見込み量確保のための方策**

**１．第４期計画の見込み量及び実績**

**（１）理解促進研修・啓発事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |
| 実績 | 有 | 有 | － |

理解促進研修・啓発事業として、教室開催事業、福祉体験事業、障害者週間記念事業、地域交流事業を実施しました。

**（２）自発的活動支援事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 |  | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 自発的活動支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |
| 実績 | 有 | 有 | － |

自発的活動支援事業として、ボランティア養成事業、館外事業、障害福祉ボランティア事業、障害福祉団体補助金交付事業を実施しました。

**（３）相談支援事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 障害者相談支援事業 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 事業実施箇所数 |
| 実績 | 1 | 1 | － |
| 船橋市自立支援協議会 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 事業実施箇所数 |
| 実績 | 1 | 1 | － |
| 基幹相談支援センター | 見込み | 有 | 有 | 有 | 設置有無 |
| 実績 | 有 | 有 | － |
| 相談支援機能強化事業 | 見込み | 2 | 2 | 2 | 配置人数 |
| 実績 | 2 | 2 | － |
| 住宅入居等支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |
| 実績 | 有 | 有 | － |

**（４）成年後見制度利用支援事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 見込み | 21 | 30 | 39 | 助成人数 |
| 実績 | 11 | 21 | － |

**（５）成年後見制度法人後見支援事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |
| 実績 | 有 | 有 | － |

**（６）意思疎通支援事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 手話通訳者派遣事業 | 見込み | 20 | 20 | 20 | 通訳者登録数 |
| 実績 | 24 | 25 | － |
| 見込み | 1,179 | 1,179 | 1,179 | 派遣件数／年 |
| 実績 | 1,373 | 1,599 | － |
| 手話通訳者設置事業 | 見込み | 3 | 3 | 3 | 通訳者設置数 |
| 実績 | 3 | 3 | － |
| 見込み | 2,418 | 2,152 | 1,915 | 相談件数／年 |
| 実績 | 3,788 | 3,225 | － |
| 要約筆記者派遣事業 | 見込み | 22 | 22 | 22 | 要約筆記者数 |
| 実績 | 19 | 16 | － |
| 見込み | 899 | 998 | 1,108 | 派遣件数／年 |
| 実績 | 730 | 725 | － |
| 要約筆記者設置事業 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 要約筆記者設置数 |
| 実績 | 1 | 1 | － |
| 見込み | 922 | 922 | 922 | 設置業務件数／年 |
| 実績 | 946 | 1,003 | － |

**（７）日常生活用具給付事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 介護・訓練支援用具 | 見込み | 28 | 28 | 28 | 延べ給付件数／年 |
| 実績 | 22 | 20 | － |
| 自立生活支援用具 | 見込み | 181 | 217 | 260 |
| 実績 | 110 | 104 | － |
| 在宅療養等支援用具 | 見込み | 69 | 69 | 69 |
| 実績 | 67 | 62 | － |
| 情報・意思疎通支援用具 | 見込み | 165 | 200 | 242 |
| 実績 | 75 | 93 | － |
| 排泄管理支援用具 | 見込み | 11,443 | 11,786 | 12,140 |
| 実績 | 11,024 | 11,280 | － |
| 居宅生活動作補助用具 | 見込み | 12 | 12 | 12 |
| 実績 | 7 | 11 | － |

**（８）手話奉仕員養成研修事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 見込み | 20 | 20 | 20 | 養成講習修了者数／年 |
| 実績 | 26 | 23 | － |

**（９）移動支援事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 移動支援事業 | 見込み | 80 | 80 | 80 | 実施箇所数 |
| 実績 | 72 | 77 | － |
| 見込み | 357 | 371 | 386 | 利用者数／月 |
| 実績 | 359 | 389 | － |
| 見込み | 3,225 | 3,161 | 3,098 | 延べ利用時間／月 |
| 実績 | 4,103 | 4,345 | － |

**（１０）地域活動支援センター事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 地域活動支援センターⅠ型 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 実施箇所数 |
| 実績 | 1 | 1 | － |
| 見込み | 102 | 102 | 102 | 利用人数／月 |
| 実績 | 106 | 101 | － |
| 地域活動支援センターⅡ型 | 見込み | 0 | 0 | 0 | 実施箇所数 |
| 実績 | 0 | 0 | － |
| 見込み | 7 | 7 | 8 | 利用人数／月 |
| 実績 | 2 | 2 | － |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 見込み | 11 | 11 | 11 | 実施箇所数 |
| 実績 | 11 | 9 | － |
| 見込み | 133 | 133 | 133 | 利用人数／月 |
| 実績 | 132 | 104 | － |

**（１１）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 |
| 　　　　 | 手話通訳者・要約筆記者養成事業 | 見込み | 25 | 25 | 25 | 養成講習修了者数／年 |
| 実績 | 36 | 30 | － |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 | 見込み | 6 | 6 | 6 | 養成講習修了者数／年 |
| 実績 | 2 | 2 | － |

**（１２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 |
| 　 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（広域的な派遣） | 見込み | 2 | 2 | 2 | 利用件数／年 |
| 実績 | 0 | 1 | － |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 見込み | 132 | 132 | 132 | 利用件数／年 |
| 実績 | 108 | 114 | － |

**（１３）専門性の高い相談支援事業**

**第４期の見込み量及び実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 専門性の高い相談支援事業 |
| 　 | 障害児等療育支援事業 | 見込み | 7 | 7 | 7 | 事業実施箇所数 |
| 実績 | 7 | 7 | － |

**（１４）任意事業**

**第４期の見込み量及び実績**

**【日常生活支援】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 福祉ホーム事業 | 見込み | 11 | 11 | 11 | 入居者数／月 |
| 実績 | 8 | 8 | － |
| 訪問入浴サービス事業 | 見込み | 201 | 201 | 201 | 延べ利用件数／月 |
| 実績 | 247 | 259 | － |
| 生活訓練等事業 |
| 　 | 生活支援事業 | 見込み | 28 | 28 | 28 | 延べ利用件数／月 |
| 　 | 実績 | 59 | 47 | － |
| 　 | 中途失聴者・難聴者手話講習事業 | 見込み | 15 | 15 | 15 | 講習開催数／年 |
| 　 | 実績 | 15 | 15 | － |
| 日中一時支援事業 | 見込み | 468 | 538 | 619 | 利用者数／月 |
| 実績 | 405 | 438 | － |

**【社会参加支援】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 点字の広報発行事業 | 見込み | 48 | 48 | 48 | 発行部数／月 |
| 実績 | 42 | 41 | － |
| 声の広報発行事業 | 見込み | 132 | 132 | 132 | 発行部数／月 |
| 実績 | 136 | 146 | － |
| 自動車運転免許取得事業 | 見込み | 5 | 5 | 5 | 助成件数／年 |
| 実績 | 5 | 5 | － |
| 自動車改造費助成事業 | 見込み | 8 | 8 | 8 | 助成件数／年 |
| 実績 | 9 | 13 | － |
| 福祉リフトカー事業 | 見込み | 194 | 196 | 198 | 利用者数／年 |
| 実績 | 143 | 147 | － |
| リフトバス事業 | 見込み | 1,816 | 1,816 | 1,816 | 利用者数／年 |
| 実績 | 1,471 | 1,258 | － |

**【就業・就労支援】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 更生訓練費給付事業 | 見込み | 5 | 5 | 5 | 利用者数／月 |
| 実績 | 2 | 2 | － |
| 知的障害者職親委託事業 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 利用者数／月 |
| 実績 | 1 | 1 | － |

**【権利擁護支援】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |
| 実績 | 有 | 有 | － |

**【その他】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 |  | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | 単位 |
| 障害者就業・生活支援センター | 見込み | 1 | 1 | 1 | 実施箇所数／年 |
| 実績 | 1 | 1 | － |
| 見込み | 409 | 476 | 543 | 利用者数／年 |
| 実績 | 451 | 530 | － |
| ジョブサポーター養成 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 研修開催数／年 |
| 実績 | 1 | 1 | － |

**２．第５期計画の見込み量及び見込み量確保のための方策**

**（1）理解促進研修・啓発事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |

（※事業内容は１５ページ参照）

理解促進研修・啓発事業として、教室開催事業、福祉体験事業、障害者週間記念事業、地域交流事業の実施を見込んでいます。

**【見込み量確保のための方策等】**

・障害のある人などの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図るため、教室開催事業、福祉体験事業、障害者週間記念事業、地域交流事業を行い、理解促進研修・啓発事業の実施に努めます。

**（２）自発的活動支援事業**

**（２）自発的活動支援事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 自発的活動支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |

（※事業内容は１５ページ参照）

自発的活動支援事業として、ボランティア養成事業、館外事業、障害福祉ボランティア事業、障害福祉団体補助金交付事業の実施を見込んでいます。

**【見込み量確保のための方策等】**

・障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図るため、ボランティア養成事業、館外事業、障害福祉ボランティア事業、障害福祉団体補助金交付事業を行い、自発的活動支援事業の実施に努めます。

**（３）相談支援事業**

**（３）相談支援事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 障害者相談支援事業 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 事業実施箇所数 |
| 船橋市自立支援協議会 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 設置有無 |
| 基幹相談支援センター | 見込み | 有 | 有 | 有 | 設置有無 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |
| 住宅入居等支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |

（※事業内容は１５～１７ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・障害者相談支援事業については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心としたネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、市内の相談支援体制の充実を図ってまいります。

・自立支援協議会については、全体会及び課題別専門部会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について引き続き協議を行ってまいります。

**【見込み量確保のための方策等】**

・基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行います。

当センターの機能として、総合的・専門的な相談支援や地域移行・地域定着の促進等の機能が挙げられますが、加えて、各相談支援機関とのネットワーク構築による地域の相談支援体制の強化といった広域に及ぶ機能も有しております。

当市では、「ふらっと船橋」へ基幹相談支援センター業務を委託することで実施しており、引き続き業務を実施します。

・基幹相談支援センター等機能強化事業については、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談に加え、専門的な能力を有する精神保健福祉士を引き続き配置します。

・住宅入居等支援事業については、連帯保証人がいない等の理由により市内の賃貸住宅への入居に苦慮している障害のある人等が、家賃債務保証業者登録制度に登録している保証会社と家賃債務保証契約を締結した場合に、初回保証料の一部を助成することで、障害のある人等の入居を支援します。

**（４）成年後見制度利用支援事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 見込み | 40 | 51 | 62 | 実助成件数／年 |

（※事業内容は１７ページ参照）

**（５）成年後見制度法人後見支援事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |

（※事業内容は１７ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見支援センターによる法人後見等の受託や成年後見制度に関する電話相談による成年後見制度の利用を推進してまいります。また、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより成年後見制度の利用を促進してまいります。

**（６）意思疎通支援事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 手話通訳者派遣事業 | 見込み | 25 | 25 | 25 | 通訳者登録数 |
| 見込み | 1,442 | 1,442 | 1,442 | 派遣件数／年 |
| 手話通訳者設置事業 | 見込み | 3 | 3 | 3 | 通訳者設置数 |
| 見込み | 3,473 | 3,473 | 3,473 | 相談件数／年 |
| 要約筆記者派遣事業 | 見込み | 19 | 19 | 19 | 要約筆記者数 |
| 見込み | 731 | 731 | 731 | 派遣件数／年 |
| 要約筆記者設置事業 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 要約筆記者設置数 |
| 見込み | 975 | 975 | 975 | 利用・相談件数／年 |

（※事業内容は１７～１８ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の育成を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を積極的に行い、手話通訳者及び要約筆記者の活動の場の拡大に努めます。

**（７）日常生活用具給付事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 介護・訓練支援用具 | 見込み | 14 | 14 | 14 | 延べ給付件数／年 |
| 自立生活支援用具 | 見込み | 92 | 92 | 92 |
| 在宅療養等支援用具 | 見込み | 53 | 53 | 53 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 見込み | 89 | 89 | 89 |
| 排泄管理支援用具 | 見込み | 11,621 | 11,795 | 11,972 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 見込み | 13 | 14 | 15 |

（※事業内容は１８ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・用具についての情報収集や、利用者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り適切な給付に努めます。また、医療機関等との連携により、障害の特性に応じた用具の給付に努めます。

**（８）手話奉仕員養成研修事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 見込み | 23 | 23 | 23 | 養成講習修了者数／年 |

（※事業内容は１８ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等**】

　手話奉仕員養成研修事業としては、「船橋市福祉サービス公社」に委託して、手話講習会などを実施し、手話奉仕員を養成してまいります。

**（９）移動支援事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 移動支援事業 | 見込み | 618 | 653 | 690 | 実利用者数／年 |
| 見込み | 50,221 | 52,431 | 54,738 | 延べ利用時間／年 |
| 福祉リフトカー事業 | 見込み | 337 | 337 | 337 | 利用者数／年 |
| リフトバス事業 | 見込み | 1,370 | 1,370 | 1,370 | 利用者数／年 |

（※事業内容は１９ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・移動支援事業については、市民税の課税状況に応じた利用者負担上限月額を毎年設定し、受給者証の交付を行います。

公共交通機関の利用を前提とする制度内容を周知するとともに、障害のある人が安心して外出できるようサービスの整備及び促進に努め、その利用費用の一部を支給します。

・福祉リフトカー事業については、移動困難な障害者に対し、低価格な移動手段として、利用していただけるよう、事業を継続してまいります。

・リフトバス事業については、リフト付きバスを使用し、身体障害者福祉センターにて行っている機能訓練事業の参加者の送迎や、館外事業を行う際の送迎を行ってまいります。

**（１０）地域活動支援センター事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 地域活動支援センターⅠ型（市内） | 見込み | 1 | 1 | 1 | 実施箇所数 |
| 見込み | 99 | 99 | 99 | 実利用人数／年 |
| 地域活動支援センターⅠ型（市外） | 見込み | 0 | 0 | 0 | 実施箇所数 |
| 見込み | 0 | 0 | 0 | 実利用人数／年 |
| 地域活動支援センターⅡ型（市内） | 見込み | 0 | 0 | 0 | 実施箇所数 |
| 見込み | 0 | 0 | 0 | 実利用人数／年 |
| 地域活動支援センターⅡ型（市外） | 見込み | 2 | 2 | 2 | 実施箇所数 |
| 見込み | 1 | 1 | 1 | 実利用人数／年 |
| 地域活動支援センターⅢ型（市内） | 見込み | 11 | 11 | 11 | 実施箇所数 |
| 見込み | 87 | 87 | 87 | 実利用人数／年 |
| 地域活動支援センターⅢ型（市外） | 見込み | 6 | 6 | 6 | 実施箇所数 |
| 見込み | 4 | 4 | 4 | 実利用人数／年 |

（※事業内容は１９～２０ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・地域活動支援センターⅠ型については、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動を行い、精神障害者の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。本市においては「NPO法人こころの福祉協会」が指定管理者として「船橋市地域活動支援センター」（通称オアシス）を運営してまいります。

・地域活動支援センターⅡ型については、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助を継続してまいります。なお、本市にはⅡ型の事業所はありません。（※関連する市町村：柏市、市原市）

・地域活動支援センターⅢ型については、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助を継続してまいります。（※関連する市町村：千葉市、八千代市、鎌ヶ谷市、我孫子市、佐倉市、木更津市）

**（１１）専門性の高い相談支援事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 専門性の高い相談支援事業 |
| 　 | 障害児等療育支援事業 | 見込み | 9 | 9 | 9 | 事業実施箇所数 |

（※事業内容は２０ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・在宅の障害のある子供等が、地域で自立した生活を送れるように、ライフステージに応じた適切な支援を確保するため、今後も、ケースワーカーなどを通じてサービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知します。また、事業者と連携して、地域生活における療育、相談体制の充実を図るほか、各種福祉サービスの利用援助や調整等を推進します。

**（１２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 |
| 　　 | 手話通訳者養成事業 | 見込み | 19 | 19 | 19 | 養成講習修了者数／年 |
| 要約筆記者養成事業 | 見込み | 5 | 5 | 5 | 養成講習修了者数／年 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 | 見込み | 2 | 2 | 2 | 養成講習修了者数／年 |

（※事業内容は２１ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業については、船橋市福祉サービス公社に業務委託し、手話通訳者及び要約筆記者を養成してまいります。

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、NPO法人千葉県盲ろう者友の会に委託し、四県市（千葉県、千葉市、柏市、船橋市）で負担して事業を行ってまいります。

**（１３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 |
| 　 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（広域的な派遣） | 見込み | 2 | 2 | 2 | 利用件数／年 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 見込み | 118 | 118 | 118 | 利用件数／年 |

（※事業内容は２１ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の育成を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者の活動の場の拡大に努めます。

・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、NPO法人千葉県盲ろう者友の会に委託し四県市（千葉県、千葉市、柏市、船橋市）で負担して事業を行ってまいります。

**（１４）その他事業**

**第５期の見込み量**

**【日常生活支援】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 福祉ホーム事業 | 見込み | 10 | 10 | 10 | 実利用人数／年 |
| 訪問入浴サービス事業 | 見込み | 3,793 | 4,271 | 4,810 | 延べ利用件数／年 |
| 生活訓練等事業 |
| 　 | 生活支援事業 | 見込み | 640 | 640 | 640 | 延べ利用件数／年 |
| 　 |
| 　 | 中途失聴者・難聴者手話講習事業 | 見込み | 15 | 15 | 15 | 講習開催数／年 |
| 　 |
| 日中一時支援事業 | 見込み | 718 | 756 | 796 | 利用者数／年 |

（※事業内容は２１～２２ページ参照）

**【社会参加支援】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 点字・声の広報等発行事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施の有無 |
| 自動車運転免許取得事業 | 見込み | 4 | 4 | 4 | 助成件数／年 |
| 自動車改造費助成事業 | 見込み | 11 | 11 | 11 | 助成件数／年 |

（※事業内容は２２ページ参照）

**【就業・就労支援】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 更生訓練費給付事業 | 見込み | 17 | 17 | 17 | 実利用者数／年 |
| 知的障害者職親委託事業 | 見込み | 1 | 1 | 1 | 実利用者数／年 |

（※事業内容は２２～２３ページ参照）

**【障害支援区分認定等事務】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 障害者支援区分認定等事務 | 見込み | 1,300 | 858 | 944 | 審査判定件数／年 |

（※事業内容は２３ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・福祉ホーム事業については、経済的には自立能力がありながら、身体上の障害のために一般の住宅では生活を営むことが困難な身体障害者に居室その他の設備を提供し、その自立の促進が図れるよう推進してまいります。

・訪問入浴サービス事業については、市民税の課税状況に応じた利用者負担上限月額を毎年設定し、受給者証の交付を行います。保健衛生上の向上と介護者の負担軽減のため、今後もサービス利用費用の一部を支給します。

・生活支援事業については、主に中途失明者に対し、歩行訓練や点字訓練など自立支援を行います。

・中途失聴者・難聴者手話講習事業については、手帳取得に至らない中途失聴・難聴者に対し手話を勉強する場を提供しています。

・日中一時支援事業については、市民税の課税状況に応じた利用者負担上限月額を毎年設定し、受給者証の交付を行います。近年、家族の就労支援や一時的な休息の場としてサービス利用に対するニーズが増大していることから、今後も支援の場を確保するとともに、サービス利用費用の一部を支給します。

・点字・声の広報等発行事業については、文字による情報入手が困難な障害のある人などのために、点訳、音声訳その他障害のある人などにわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害のある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害のある人などに提供し続けてまいります。

・自動車運転免許取得事業については、身体障害者の運転免許取得の費用の一部を助成することにより、障害のある人の自動車利用の促進を図ります。

・自動車改造費助成事業については、身体障害者の所有している自動車を改造する際、その費用の一部を助成することにより、障害のある人の自動車利用の促進を図ります。

**【見込み量確保のための方策等】**

・更生訓練費給付事業については、自立訓練・就労移行支援を利用し、利用者負担額が生じない人に対し、物品の購入その他実習及び、機能訓練を受けるために必要な費用を支給してまいります。

・知的障害者職親委託事業については、知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であって、市町村が適当と認めるものをいう。）に委託する事業で、今後も継続に努めます。

・障害者支援区分認定等事務については、障害者総合支援法に基づき設置された市町村審査会において、適切かつ効率的に障害支援区分認定基準に照らした審査判定を行います。

**（１５）地域生活支援促進事業**

**第５期の見込み量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 　 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | 単位 |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | 見込み | 有 | 有 | 有 | 実施有無 |

（※事業内容は２３ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

・障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めております。同センターが実施する研修などの普及啓発活動を継続することで、地域住民の意識喚起及び関係団体等の連携強化を図ります。また、障害者虐待防止対応体制のなかで、困難案件等の個別ケースについて協議する場として障害者虐待防止対応連絡会議を開催します。

**Ⅵ　障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込み量及び見込み量確保のための方策**

平成３０年度から平成３２年度が今回の計画の見込み量となります。

前回は指標について「支給決定」と「利用」の二つの指標を用いていましたが、今回は指標を「利用」のみとしています。

**１　障害児通所支援**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 |  | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 児童発達支援 | 日数／月 | 見込み | 3,430 | 3,651 | 3,660 | 6,338 | 7,265 | 8,192 |
| 実績 | 3,637 | 4,451 | － | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込み | 334 | 356 | 357 | 493 | 539 | 585 |
| 実績 | 356 | 410 | ― | ― | ― | ― |
| 医療型児童発達支援 | 日数／月 | 見込み |  |  |  | 24 | 24 | 24 |
| 実績 |  |  |  | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込み |  |  |  | 4 | 4 | 4 |
| 実績 |  |  |  | ― | ― | ― |
| 放課後等デイサービス | 日数／月 | 見込み | 3,087 | 4,319 | 6,041 | 10,484 | 12,424 | 14,364 |
| 実績 | 4,398 | 5,991 | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込み | 371 | 518 | 725 | 794 | 922 | 1,050 |
| 実績 | 405 | 516 | ― | ― | ― | ― |
| 保育所等訪問支援 | 日数／月 | 見込み | 16 | 24 | 32 | 20 | 20 | 20 |
| 実績 | 1 | 0 | ― | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込み | 8 | 12 | 16 | 10 | 10 | 10 |
| 実績 | 1 | 0 | ― | ― | ― | ― |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 日数／月 | 見込み |  |  |  | 20 | 20 | 20 |
| 実績 |  |  |  | ― | ― | ― |
| 人数／月 | 見込み |  |  |  | 10 | 10 | 10 |
| 実績 |  |  |  | ― | ― | ― |

居宅訪問型児童発達支援は平成３０年度から開始される新規のサービスとなります。医療型児童発達支援は平成３０年度から個別に見込み量を定めます。

（※事業内容は２４ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者については、通所支援等の発達支援に関する施策、また発達障害への認知度の高まりから、１８歳未満人口の増減にかかわらず、長期にわたり増加が続くものと考えられます。発達障害等に関しては、近年各メディアで取り上げられる機会も増えており、情報を享受しやすくなったことが、ニーズの多様化を生み、それに対応して言語療育、ソーシャルスキルトレーニングを実施する等、それぞれ特色を持った事業者が開設されてきました。選択肢が増えたことで、複数の事業所を利用する方も増えており、今後、１人当たりのサービス利用量についても増加していく見込みです。

本市ではこれらの利用者ニーズに対応するため、ハード面での整備、なかでも指針における目標は達成しているものの、支援体制の整備が不十分であることが懸念される東部地区への児童発達支援センターの設置を中心に、重層的な地域支援体制の構築を目指します。さらに、医療的ケア児や重症心身障害児等が、新たに創設される居宅訪問型児童発達支援を含め、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、設置を予定している医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を活用しながら支援体制の充実を図ってまいります。

また、本市では、こども発達相談センターの専門職が幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員の指導力の向上を図ることで、発達が気になる子供や障害のある子供の理解を深め、子供がスムーズに集団生活が送れるよう支援する巡回相談の充実に力を入れてまいりましたが、今後についても、保育所等訪問支援の活用を図りながら、子供の集団適応を支援し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）をより一層進めていきたいと考えます。

**２．障害児相談支援等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 |  | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 |
| 障害児相談支援 | 人数／月 | 見込み | 396 | 489 | 607 | 684 | 768 | 852 |
| 実績 | 122 | 296 | ― | ― | ― | ― |
| 医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置人数 | 人数 | 見込み |  |  |  | 2 | 3 | 5 |
| 実績 |  |  |  | ― | ― | ― |

（※事業内容は２５ページ参照）

**【見込み量確保のための方策等】**

障害児相談支援については、障害児通所支援の利用者数に連動して、必要量が増加する見込みです。ニーズに対応するため「船橋市障害者相談支援事業所連絡協議会」等を通じ障害児相談支援事業所との連携を図りながら提供体制の充実に取り組みます。

なお、医療的ケア児支援に関するコーディネーターについては、障害児相談支援専門員を中心に配備を促進することとし、設置を予定している医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場で、課題整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児支援のための地域づくりを目指します。

**Ⅶ　障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進**

**１　制度の周知**

国では、平成２８年６月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、この法律により障害者の地域生活や就労を支援するために障害福祉サービス等に「自立生活援助」や「就労定着支援」が新設されました。

また障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとされました。

新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や障害のある子供が必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

**２　制度の円滑な実施**

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターである「ふらっと船橋」、市の担当部局、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携によるネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進体制の強化に努めます。

**３　計画達成状況の点検及び評価**

毎年度、計画の達成状況の点検・評価をし、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討してまいります。また、計画作成時には、船橋市自立支援協議会や市民に対して、意見聴取を行います。

|  |
| --- |
| 第５期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画（素案）発行日：平成２９年（２０１７年）１２月発　行：船橋市編　集：健康福祉局　福祉サービス部　障害福祉課　　　　　　　　　　子育て支援部　　療育支援課〒２７３－８５０１船橋市湊町２丁目１０番２５号障害福祉課ＴＥＬ 047-436-2307　ＦＡＸ 047-433-5566e-mail shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp 療育支援課ＴＥＬ 047-436-2342　ＦＡＸ 047-436-2549e-mail ryoiku@city.funabashi.lg.jp  |

1. 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となります。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」となります。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 平成30年4月1日施行後の法抜粋となります。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 施設入所者は施設入所支援の利用者です。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 国の指針では、平成２８年度末に施設入所している者が、平成３２年度末に９％以上地域生活に移行することを目標の基本としています。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 国の指針では、平成２８年度末の施設入所者数を平成３２年度末までに２％以上削減することを基本としています。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型自立訓練含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を行う事業所です。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 8 国の指針では、平成３２年度に一般就労する人を、平成２８年度の一般就労実績の1.5倍以上とすることを目標の基本としています。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 国の指針では、平成２８年度末の就労移行支援事業の利用者を、平成３２年度末までに２割以上増加することを目標の基本としています。 [↑](#footnote-ref-9)